

## 【鶴来本町通り】（まちなみ景観形成基準）

項目		まちなみ景観形成基準
建築物等に関する事項		
位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。</li> <li>建物の新築・改築に当たっては、できるかぎり道路境界から 1.0m 程度後退して建てる。</li> </ul>
高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根形状は切妻・平入りを基本（下がり壁など）とする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>原色を避け、周辺のまちなみと調和に配慮する。</li> </ul>
材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>素材はまちなみと調和し、高質で自然な感じが伝わるものとし、周囲のまちなみ景観とも調和するよう配慮する。</li> </ul>
門扉		<ul style="list-style-type: none"> <li>門・柵・扉・垣は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器または自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫は、シャッターを木製またはこれに類するものとする。</li> </ul>
土地利用に関する事項		
空き地・空き家の処置		<ul style="list-style-type: none"> <li>都合により当該建築物または敷地を空き家または空き地とする場合、事前（概ね 3 か月）に景観まちづくり協議会に届け出、必要に応じて今後の活用方策等の協議を行う。</li> </ul>
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣または柵・生垣等により遮蔽する。</li> <li>屋外駐車場の案内・サインは 1 m<sup>2</sup>以内とする。</li> </ul>

## 【鶴来本町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
建築物等に関する事項		
建物用途		<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物等を建築してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項各号に定めるキャバレー等、ナイトクラブ等、低照度の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等（ただし、待合、料理店、カフェを除く）、ぱちんこ屋等、スロットマシン、テレビゲーム店等その他これらに類するもの。</li> <li>同法第 2 条第 6 項に定める「店舗型風俗特殊営業」の店舗等（俗称「ラブホテル」等）。</li> <li>建築基準法別表第 2(ほ)項第 2 号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これに類するもの。</li> </ol> </li> </ul>
屋外広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物を設置する場合は、建築物の外観・色彩及び周囲のまちなみとの調和に配慮し、かつ、一個所にまとめる。特に、個人の営利を重視し、まちなみの見通しや連続性を著しく妨げたり、歩行に支障を来すおそれのあるものは設置しない。</li> <li>建物の屋上には屋外広告物を設置しない。</li> <li>屋外広告物は、時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。</li> </ul>
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。</li> </ul>

【鶴来新町通り】（まちなみ景観形成基準）

項目		まちなみ景観形成基準
建築物等に関する事項		
位置		• 建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。
高さ		• 通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。
形態・意匠	屋根	• 屋根形状は切妻・平入りを基本とする。
	色彩	• 原色を避け、周辺のまちなみと調和に配慮する。
材料		• 素材は、高質で自然な感じが伝わるものとし、周囲のまちなみ景観とも調和するよう配慮する。
門塀・垣		• 門・柵・塀・垣は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
設備		• 屋外の設備機器は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。
その他		• 車庫は、シャッターを木製またはこれに類するものとする。
土地利用に関する事項		
駐車場		• 屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣または柵・生垣等により遮蔽する。

【鶴来新町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
建築物等に関する事項		
建物用途		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次に掲げる建築物等を建築してはならない。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に定めるキャバレー等、ナイトクラブ等、低照度の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等（ただし、待合、料理店、カフェーを除く）、ぱちんこ屋等、スロットマシーン、テレビゲーム店等その他これらに類するもの。</li> <li>2) 同法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」の店舗等（俗称「ラブホテル」等）。</li> <li>3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これに類するもの。</li> </ol> </li> </ul>
屋外広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置する場合は、建築物の外観、色彩及び周囲のまちなみとの調和に配慮し、かつ、一個所にまとめる。特に、個人の営利を重視し、まちなみの見通しや連続性を著しく妨げたり、歩行に支障を来すおそれのあるものは設置しない。</li> <li>• 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。</li> <li>• 時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。</li> <li>• 屋外駐車場の案内・サインは、1㎡以内とする。</li> </ul>
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。</li> </ul>

【千代尼通り中町】（景観法に基づかないその他の基準）

項 目		その他の基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
用途の制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。</li> <li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第2号に定める低照度飲食店及び第3号に定める区画飲食店に類する「風俗営業」、第2条第6項「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」</li> <li>(2) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(3) 建築基準法別表第2（ほ）項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（コンテナ形式）</li> <li>(4) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(5) 畜舎</li> </ul>
周辺に対する配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過度な騒音やにおい、日照の阻害、通行の危険、廃棄物等により、周辺の住民等の迷惑とならないように十分に配慮する。</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。</li> </ul>
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。</li> </ul>
土地及び建築物等に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本地区における土地及び建物利用について、良好なまちづくりを推進するため、住民等は次に掲げる事項に努める。</li> <li>(1) 建物の改装、改築を行う場合は事前に千代尼通り中町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の了承を得る。</li> <li>(2) 建物を除去または空家・空店舗とする場合、地権者は行為着手の前までに協議会に届け出、今後の活用策等を協議する。</li> <li>(3) 新規に出店する場合は、協議会の了承を得る。</li> <li>(4) 個店を建替える場合、個店駐車場・駐輪場の確保に努める。</li> <li>(5) 車両乗入部を新設する場合は、法令等を遵守したうえで歩道地盤の強度を確保しなければならない。</li> <li>(6) 個店の来店客用駐車場を本地区において相互利用できるように努める。</li> </ul>
歩道上の庇に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歩道上の庇の設置については、品位やグレード感のある統一的街並みの演出及び来街者の雨除け、商品の劣化防止の日除け等のため、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努める。</li> <li>(1) 庇は、歩道上より最低高さ2.5m以上、出幅1.5m以内で、構造は伸縮格納ができる可動式のものとし、加えて意匠に留意し、街並み景観を損なうことのないものとする。</li> <li>(2) 庇の前垂れ部分には、個店及び商店街の魅力をPRするため協議会の了承を得た大きさ、色彩、デザインの店名ロゴ等を施すことができるものとする。</li> <li>(3)本地区仕様の詳細については別に定める。</li> </ul>
地区施設利用に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>•本地区における共有・共同施設については住民等が積極的に日常の維持・管理に努める。</li> <li>(1) 共有・共同施設とは、事務所、緑地、共同駐車場等の共有施設及び街具、街路灯、標識、庇等の付属物をいう。</li> <li>(2) 日常の維持・管理とは、清掃、除草、水遣り、除雪等をいう。</li> <li>(3) 自家工事等により、歩車道や共同施設を破損した場合はすみやかに修繕の措置をとる。</li> </ul>

【千代尼通り安田町】（まちづくり景観形成基準）

項目		住み良いまちづくりを推進するために必要な事項
土地利用及び建築物等に関する事項		
高さの制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の最高高さは、敷地地盤面より31m以下とする。</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ol style="list-style-type: none"> <li>建物の外観（ファサード）は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。</li> <li>屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。</li> </ol>

【千代尼通り安田町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準
独自性ある活動	<p>千代尼通り全体で掲げた目標や方針を実現するための事項を遵守するとともに、本地区まちづくり計画に定められた次の内容に基づき、魅力あるまちづくり・商店街づくりのための活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>活力と魅力あふれる個店からの賑わいづくり 安田町商店街は、製造小売の店舗が多いという特長を活かし、個性豊かで地域生産物を使用した魅力ある商品提供と、お客様とのふれあいを大切に、常に情報収集と研鑽に努める。</li> <li>ソフト事業の指針 商店街が果たすべき役割を見つめなおし、地域住民のための商店街の存在価値を再構築して活性化を図るために、季節を通じた独自のイベント（稲荷まつり）の開催、独自の情報通信ネットワーク（きつねっと）を利用した商店街情報や地域情報の発信により地域貢献する。</li> <li>ハード事業の指針 市街地活性化の役割を認識し、特に高齢者に配慮したバリアフリーのまちの実現、自然との共生・季節感のある回遊空間の創出、照明（街路灯）や一定区間ごとのベンチ設置などを推進する。</li> <li>安全で安心なまちづくり 防犯隊や自衛消防隊を組織しこれらに対する意識を高め、住民に対して啓蒙活動や訓練などさまざまな備えを図ることで、住民等が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す。</li> </ol>
土地利用及び建築物等に関する事項	
用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第2号に定める低照度飲食店及び第3号に定める区画飲食店に類する「風俗営業」、第2条第6項「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」</li> <li>建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>建築基準法別表第2（ほ）項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（コンテナ形式）</li> <li>倉庫業を営む倉庫</li> <li>畜舎</li> </ol>
周辺に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な騒音やにおい、日照の阻害、通行の危険、廃棄物等により、周辺の住民等の迷惑とならないように十分に配慮する。</li> </ul>



【松任駅前商店街】（まちづくり景観形成基準）

項目		住み良いまちづくりを推進するために必要な事項
土地利用及び建築物等に関する事項		
用途制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物等を建築し、又は用途を変更してはならない。（地区計画基準）</li> <li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第2条第6項第1号から第6号までに該当する営業の用に供するもの</li> <li>(2) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(3) 自動車教習所</li> <li>(4) 畜舎（ペットショップを除く）</li> <li>(5) サイロ</li> </ul>
位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>隣地境界から建築物の壁面までの距離の最低限度は30cmを基本とする。道路境界からの壁面後退についてはこの限りでない。</li> </ul>
高さの制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の最高高さは、敷地地盤面より31m以下を基本とする。（地区計画基準）</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路に面する建築物については、統一的商店街の演出を図るため、1階の階高の統一に配慮する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域のまちなみとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。（地区計画基準）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の屋上設備や屋外設備を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の敷地などから容易に望見できない構造となるよう努めるものとする。（地区計画基準）</li> </ul>
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物は、法令を遵守した上で、建物との一体化を図るとともにまちなみに調和した質の高いデザインとするよう努めるものとする。（地区計画基準）</li> </ul>
かき又はさくの構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する部分にかき又はさくを設置する場合の構造は、できるだけ生垣とし、やむをえずその他の構造とする場合は、周囲の環境を損なわないよう努めるものとする。（地区計画基準）</li> </ul>

【松任駅前商店街】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物は、設置してはならない。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>商業者等は、敷地に面する公共空間の定期的な清掃活動や樹木の除草、散水などの維持管理に努める。</li> <li>自店客の歩道上等への駐輪には注意を払い、指定場所以外に自転車を放置しないよう管理に努める。</li> </ul>